

第 24 回知的財産管理技能検定 3 級 解答と解説

【学科試験】

問 1

国際公開は国際事務局が、国際調査は国際調査機関が、国際予備審査は国際予備審査機関がそれぞれ行います。

よって、アが最も適切。

【解答 ア】 ※合格教本 5-3 参照

問 2

『意思表示は、法律行為の要素に錯誤があったときは、無効とする。』と民法 95 条に規定されており、アは適切。

一部の契約（例えば保証契約）については、書面によらなければ効力が生じないと規定されていますが（民 446 条 2 項）、そういった一部の例外を除き、契約当事者の意思表示（申込みと承諾）の合致をもって契約は成立します。よって、イは不適切。

『未成年者が法律行為をするには、その法定代理人の同意を得なければならない。』（民 5 条 1 項）とされており、ウは不適切。例えば特許出願という行為を例にすると、未成年者であっても発明者にも出願人にもなることができますが、法定代理人（通常は親）の同意が必要となっています。

【解答 ア】 ※合格教本 11-1 参照

問 3

新規性の判断は出願時点で判断されますから、出願後に頒布されても拒絶理由となりません。よって、アは適切。

イのような意匠は意匠登録を受けることができません（意 5 条 2 号）。よって、イは不適切。

他人が販売する行為は、「意匠登録を受ける権利を有する者の行為に起因」したものではないので、新規性喪失の例外規定の適用（意 4 条 2 項）を受けることができません。よって、ウは不適切。

※ウにおいて、当該他人の行為が「意に反して」行われたものである場合は、新規性喪失例外規定の適用（意 4 条 1 項）を受ける余地が出てきますが、アの選択肢が明らかに適切であるため、最も適切なものはアとなります。

【解答 ア】 ※合格教本 3-2 参照

問 4

ア及びイは問題文記載の通りで適切。

『著作物を公衆に提供し、又は提示する者は、その著作物の著作者が存しなくなつた後においても、著作者が存しているとしたならばその著作者人格権の侵害となるべき行為をしてはならない。』と規定されており（著 60 条）、この規定を根拠に著作者の親族等が改変行為を差し止めることが可能です。よって、ウは不適切。

【解答 ウ】 ※合格教本 6-8 参照

問 5

出願当初の願書の記載よりも指定商品（役務）の範囲が広がるような補正は要旨変更として許されません（削除や減縮する補正は可）。よって、アは適切。

イは、問題文記載の通りで適切。

商標法では、出願されたものは自動的に順次審査が行われます。よって、ウは不適切。

【解答 ウ】 ※合格教本 4-4 参照

問 6

著作物の例示として、舞踊も地図も法律上規定されています（著 10 条）。よって、ア及びウは適切。

プログラムも著作物として保護されますが、そのベースとなる「プログラム言語」自体は保護対象ではありません。よって、イが最も不適切。

【解答 イ】 ※合格教本 6-3 参照

問 7

特許・実用新案についての優先期間は 12 ヶ月、意匠・商標についての優先期間は 6 ヶ月です。パリ条約上、18 ヶ月の優先期間というのは存在しません。よって、ウが最も不適切。

【解答 ウ】 ※合格教本 5-2 参照

問 8

『「営業秘密」とは、秘密として管理されている生産方法、販売方法その他の事業活動に有用な技術上又は営業上の情報であつて、公然と知られていないものをいう。』と規定され

ています（不2条6項）。よって、アが最も適切。

【解答 ア】 ※合格教本 7-3 参照

問 9

アとウは問題文記載の通りで適切。

『出願審査の請求は取り下げることができない。』と規定されています（特48条の3第3項）。取り下げを認めるとそれまで行った審査が無駄になる…といった理由によると解説されています。

よって、イが最も不適切。

【解答 イ】 ※合格教本 1-10 参照

問 10

著作権者は、複製権や譲渡権を有していますからアのような行為を合法に行うことが可能です。よって、アは適切。

著作権の譲渡と著作物の譲渡は必ずしも一緒でなくても可能です。例えば、著作者が原作品を所有したまま、その複製権や譲渡権などを他人に譲渡することは可能です。よって、イは不適切。

原著作物の著作者であっても、二次的著作物を無断で利用することまではできません。よって、ウは不適切。

【解答 ア】 ※合格教本 6-9、6-10、6-11 参照

問 11

ア及びイは問題文記載の通りで適切。

当業者とは、その技術分野における通常の知識を有する者をいいます。よって、ウは不適切。

【解答 ウ】 ※合格教本 1-4、1-6 参照

問 12

パリ条約は、内国民待遇や優先権など国家間の最も基本的なルールを定めた条約であり、TRIPS協定は、知的所有権の貿易関連の側面に関する協定です。

よって、アが適切。

【解答 ア】 ※合格教本 5-1、5-2、5-3 参照

問 13

ア～ウの全て弁理士が行うことができますが、ウについては弁護士と共同受任が前提となっており、単独で訴訟代理を行うことができません。

※弁護士と共同で行う場合でも、訴訟代理人になるためには付記弁理士である必要があります。付記弁理士でない弁理士は、侵害訴訟においては補佐人にしかなることができません。

よって、ウが最も不適切。

【解答 ウ】 ※合格教本 10-1 参照

問 14

著作権の保護期間は、『…著作者が死亡した日又は著作物が公表され若しくは創作された日のそれぞれ属する年の翌年から起算する。』と規定されています（著 57 条）。即ち、著作者が何月何日に死亡しても、起算は翌年 1 月 1 日となるので、月日の調査は不要です。よって、アは不適切。

イは問題文記載の通りで適切（著 54 条）。

ウは問題文記載の通りで適切（著 51 条）。

【解答 ア】 ※合格教本 6-19、6-20 参照

問 15

商標権を侵害した者には、刑事罰が科せられる場合もあります（商 78 条）。よって、アは不適切。

登録査定後に登録料を納付し、設定登録されることにより商標権が発生します（商 18 条）。よって、イは不適切。

ウは問題文記載の通りで適切。商標権者が専有できるのはあくまで同一の範囲です（商 25 条）。類似範囲については他人を排除できることによって、事実上の使用が認められているに過ぎません。

【解答 ウ】 ※合格教本 4-5、4-6 参照

問 16

誰が表現しても同じようになるもの（＝表現の選択に幅がないもの）は、創作的とはいえません。よって、アは適切。

プログラムも著作権法で保護されます（著 10 条）。なお、プログラムであるからといっ

て、常に、文芸，学術，美術又は音楽の範囲に属さないとはいえません。よって、イは不適切。

著作権法で保護されるのは結果物としての「表現」であって、アイデア自体は保護されません。よって、ウは不適切

【解答 ア】 ※合格教本 6-2、6-3 参照

問 17

不当な取引制限を行っている事業者に対し当該行為を差し止める排除措置命令を行う行政機関は「公正取引委員会」です（独 27 条の 2）。

【解答 イ】 ※合格教本 9-1 参照

問 18

出願公開の請求は、取り下げることができません（特 64 条の 2 第 2 項）。よって、アは不適切。

イは問題文記載の通りで適切（特 113 条）。

出願公開の請求を行うことができるのは、特許出願人に限られます（特 64 条の 2 第 1 項柱書）。よって、ウは不適切。

【解答 イ】 ※合格教本 1-10、1-18 参照

問 19

通常実施権では、内容，地域，期間を限定して許諾することが可能です（因みに専用実施権も可能です）。よって、アは不適切。

イは問題文記載の通りで適切。特許権者といえども、全範囲について専用実施権を設定した場合、特許権者が実施できる範囲は無くなってしまいます。

他の共有者の同意がないと専用実施権は設定できません（特 73 条 3 項）。よって、ウは不適切。

【解答 イ】 ※合格教本 1-15 参照

問 20

プログラムは「物の発明」として保護されますが、プログラム言語自体は保護対象ではありません。よって、アが最も不適切。

【解答 ア】 ※合格教本 1-2 参照

問 21

『データベースでその情報の選択又は体系的な構成によつて創作性を有するものは、著作物として保護する。』と規定されています（著 12 条の 2）。

よつて、アが最も不適切。

【解答 ア】 ※合格教本 6-4 参照

問 22

アは問題文記載の通りで適切。

このような場合は、国以外の者が持分の割合に応じて負担します。よつて、イは不適切。

ウは問題文記載の通りで適切（意 44 条 2 項）。但し、追納する場合は本来の登録料と同額の「割増登録料」を納付しなければなりません。

【解答 イ】 ※合格教本 1-13（特許のページ）参照

問 23

『「発明」とは、自然法則を利用した技術的思想の創作のうち高度のものをいう。』とされています（特 2 条 1 項）。

また、『特許権者は、業として特許発明の実施をする権利を専有する。』と規定されています（特 68 条）。

【解答 イ】 ※合格教本 1-14、1-15 参照

問 24

『他人の商品等表示として需要者の間に広く認識されているものと同一若しくは類似の商品等表示を使用し、又はその商品等表示を使用した商品を譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、輸入し、若しくは電気通信回線を通じて提供して、他人の商品又は営業と混同を生じさせる行為』が不正競争行為として規定されています（不 2 条 1 項 1 号）。

よつて、イが最も適切。

【解答 イ】 ※合格教本 7-2、7-4 参照

問 25

『特許発明の技術的範囲は、願書に添付した特許請求の範囲の記載に基づいて定めなければならない。』と規定されています（特 70 条 1 項）。よって、ウが最も適切。

【解答 ウ】 ※合格教本 1-14 参照

問 26

「特性の主要な部分」ではなく、全部において十分類似していることが必要です。よって、アは不適切。

「外国」ではなく、日本国内において業として譲渡されていないことが必要です。よって、イは不適切。

ウは問題文記載の通りで適切。

【解答 ウ】 ※合格教本 8-1 参照

問 27

二次的著作物を創作する段階で原著作物を複製、翻案等することになるため、原著作物の著作権を侵害することになります。よって、アは不適切。

イは問題文記載の通りで適切。

二次的著作物の保護期間が原著作物と連動するといった規定は存在しません。よって、ウは不適切。

【解答 イ】 ※合格教本 6-4 参照

問 28

『商標権の存続期間は、商標権者の更新登録の申請により更新することができる。』と規定されています（商 19 条 2 項）。よって、アは不適切。

イは問題文記載の通りで適切。期間経過後であっても、一定の期間（経済産業省令で定める期間）として現状 6 ヶ月間認められています。

「出願日から 6 ヶ月を経過した後」ではなく、商標登録出願があつたとき公開されます（商 12 条の 2）。よって、ウは不適切

【解答 イ】 ※合格教本 4-4、4-5 参照

問 29

アは問題文記載の通りで適切。

楽曲自体がパブリックドメイン（著作権が切れている）になっていたとしても、その実

演には著作隣接権が発生し、実演が行われた日の属する年の翌年から起算して 50 年の間保護されます。よって、イは不適切。

レコード製作者とは、レコードに固定されている音を最初に固定した者とされています（著 2 条 1 項 6 号）。よって、ウは適切。

【解答 イ】 ※合格教本 6-21 参照

問 30

『自己の業務に係る商品又は役務について使用をする商標については…、商標登録を受けることができる。』と規定されており（商 3 条 1 項柱書）、使用しないことが明らかな商標については登録を受けることができません。よって、アは適切。

商標法上の保護対象はあくまでも「商標」です（商 1 条）。よって、イは不適切。

色彩も商標を構成し、立体的形状に色彩を付した商標も保護対象となります（商 2 条 1 項柱書）。よって、ウは不適切。

※平成 26 年法改正によって、「色彩のみ」も保護対象となりました。改正前は色彩単独では保護対象となっておらず、文字や図形と組み合わせにより保護されていました。

【解答 ア】 ※合格教本 4-1 参照

【実技試験】

問 1

理由群 I のアの記載内容の通りであるため、発言 1 は不適切。

【解答 ×】 ※合格教本 1-3 参照

問 2

「発明」であるためには技術的思想であることが求められます（特 2 条 1 項）。よって、特定の個人（ここでは熟練した技能工）だけが実現できる特殊な能力のようなものは保護の対象となりません。しかしその動きをロボットとして再現した段階で、特定の個人だけが実現できる特殊な能力ではなくなり技術的思想となり発明に該当し得ます。

よって、アが最も適切。

【解答 ア】 ※合格教本 1-3 参照

問 3

理由群 I のアの記載内容の通りであるため、発言 2 は不適切。

【解答 ×】 ※合格教本 1-3 参照

問 4

著名な芸術家のデザインが施されていても、そのことのみで発明に該当しないとはいえません。そのデザインが施されていることによって美的観点以外の何らかの機能（例えば、アームの旋回角度の拡大）が発揮されるような場合、その機能面を捉えると発明に該当し得ます。

よって、アが最も適切。

【解答 ア】 ※合格教本 1-3 参照

問 5

理由群 I のウの記載内容の通りであるため、発言 3 は不適切。

【解答 ×】 ※合格教本 1-2 参照

問 6

コンピュータプログラムは物の発明として保護されますが、コンピュータ言語は人為的

な取決めであり自然法則を利用しているといえませんが、

よって、ウが最も適切。

【解答 ウ】 ※合格教本 1-2 参照

問 7

理由群Ⅱのウの記載内容の通りであるため、発言 1 は適切。

【解答 ○】 ※合格教本 6-12 参照

問 8

デジタルデータにしたり、スマートフォンにそのデータを入れるという行為によって著作物が複製されていますが、自分だけ読む場合は私的使用のための複製として著作権が制限されます（著 30 条）。

よって、ウが最も適切。

【解答 ウ】 ※合格教本 6-12 参照

問 9

理由群Ⅱのウの記載内容の通りであるため、発言 2 は適切。

【解答 ○】 ※合格教本 6-14 参照

問 10

『学校その他の教育機関（営利を目的として設置されているものを除く。）において教育を担当する者及び授業を受ける者は、その授業の過程における使用に供することを目的とする場合には、必要と認められる限度において、公表された著作物を複製することができます。』と規定されています（著 35 条）。一部の作品の更に冒頭数頁のみコピーしているので、「必要と認められる限度」内と考えられます。

よって、ウが最も適切。

【解答 ウ】 ※合格教本 6-14 参照

問 11

理由群Ⅱのイの記載内容の通りであるため、発言 3 は不適切。

【解答 ×】 ※合格教本 6-4、6-12、6-13 参照

問 12

ホームページに公開する行為は不特定多数に対しての行為となり、もはや私的使用の範疇を超えています（著 30 条）。また、短い作品であっても、一つの作品（著作物）全体を英訳して掲載・紹介する行為は適切な引用にも該当しません（著 32 条）。よって、このような行為は著作権侵害となる可能性が高いといえます。

よって、イが最も適切。

【解答 イ】 ※合格教本 6-4、6-12、6-13 参照

問 13

使用開始時期が出願日より先であっても、その使用によって商標 A が X 社を示す表示として周知となっていなければ先使用权は発生せず（商 32 条）、問題なく継続使用できるとはいえません。よって、アは不適切。

「区分」と指定商品（役務）の類似・非類似は全く関係ありません。同じ区分でも非類似となる商品（役務）もあれば、異なる区分でも類似商品（役務）となる場合もあります。よって、イは不適切。

類似範囲での商標の使用は、侵害とみなされています（商 37 条 1 号）。よって、ウは適切。

【解答 ウ】 ※合格教本 4-6、4-8 参照

問 14

パリ条約上の優先権を主張しても、出願日自体が遡るわけではありません。この点は国内優先権（特 41 条）と同じです。よって、アは適切。

特許出願 A と特許出願 B はパリ条約上の「特許独立の原則」により完全に独立しており（パリ 4 条の 2）、特許出願 A に拒絶理由が通知されてもそのことによって優先権が認められないといった効果は生じません。よって、イは不適切。

優先期間の満了前に優先権を主張して他の同盟国においてされた後の出願は、その間に行われた行為によって不利な取扱を受けません（パリ 4 条 B）。よって、ウは不適切。

【解答 ア】 ※合格教本 1-9、5-2 参照

問 15

「配膳装置」「実験用ビーカー」は物の発明であり産業上利用することができる発明です。

よって、ア及びウは適切。

「人間を診断する方法」は、医療業上の利用に止まるものであり、産業上利用できる発明に該当しません。よってイは不適切。

※「人間を診断する装置」であれば、物の発明として産業上利用できる発明に該当しません。

【解答 イ】 ※合格教本 1-3 参照

問 16

アのように販売価格を制限する行為は、不公正な取引方法に該当し許されません（独 2 条 9 項）。よって、アは不適切。

イのようにライセンス期間を限定する行為は、正当な特許権の行使と考えられ独占禁止法に抵触しません（独 21 条）。よって、イは不適切。

ウは問題文記載の通りで適切。

【解答 ウ】 ※合格教本 9-1 参照

問 17

インターネットを通じて玩具Aを販売する行為は、物の製造販売に該当します。なお、実際に販売された実績が無くとも、インターネット上で販売を前提としている段階で「譲渡の申出」に該当し、侵害行為を構成します（特 2 条 3 項）。よって、アは不適切。

イのような条件を満たしていれば、X社に先使用権が発生します（特 79 条）。よって、イは適切。

ウのような事実があれば、Y社の特許権には無効理由（新規性欠如）が存在することになりますが、権利として存在する以上何ら対応する必要がないとはいえません。実際に訴訟が提起されると、それに対応する負担が生じるからです。無効理由の存在により権利行使が制限される旨（特 104 条の 3）を主張したり、無効審判（特 123 条）を請求する旨を回答するのが望ましい対応です。

[補足説明]

イでは、「特許出願より前に、実施の準備をしていた」とありますが、厳密には特許出願の際現に実施の準備を行っていないと先使用権は発生しません（特 79 条）。よって、イも適切と言い切れない部分がありますが、他の選択肢が明らかに不適切であるため、本問題の回答としては適切となります。

【解答 イ】 ※合格教本 1-14、1-16、1-17 参照

問 18

『意匠登録出願前に日本国内又は外国において公然知られた意匠』は意匠登録を受けることができません（意 3 条 1 項 1 号）。よって、アは適切。

イは問題文記載の通りで適切。

ウのような場合は、新規性を理由に拒絶されます（意 3 条 1 項 3 号）。よって、ウは不適切。

【解答 ウ】 ※合格教本 3-2 参照

問 19

ア及びイは、問題文記載の通りで適切。

国際調査は、請求をしなくとも国際調査機関により自動的に行われます。よって、ウは不適切。

【解答 ウ】 ※合格教本 5-3 参照

問 20

ア及びイは警告書を送付する目的として適切。

特許権行使の前提として警告書の提示が要件とはされていません。よって、ウが最も不適切。

【解答 ウ】 ※合格教本 1-15、1-17 参照

問 21

秘密意匠を請求できるのは、「意匠登録出願と同時」又は「第 1 年分の登録料の納付と同時」の 2 つのタイミングに限られます（意 14 条 2 項）。よって、アは不適切。

財布の販売により意匠が広く一般に公開されることになるため、秘密意匠としておく実益がなくなります。よって、イは適切。

ウは問題文記載の通りで正しい（意 14 条 4 項）。その他、「意匠権者の承諾を得たとき。」「審査、審判又は訴訟の当事者等から請求があったとき。」「利害関係人（例えば権利行使を受けた者）が所定の書面を提出して請求したとき。」に意匠権者以外の者に示さなければならぬとされています。

【解答 ア】 ※合格教本 3-7 参照

問 22

育成者権とは、登録品種及び当該登録品種と特性により明確に区別されない品種の業としての利用を専有する権利ですから（種 20 条）、明確に区別されない品種についても独占的に利用可能です。よって、アは不適切。

育成者権は、品種登録の日から 25 年（永年生植物は 30 年）存続します（種 19 条）。果樹には永年性植物ですから、本問のケースでは平成 58 年まで存続することになります。よって、イは不適切。

試験・研究のための品種の利用には育成者権は及びません（種 21 条）。よって、ウは適切。

【解答 ウ】 ※合格教本 8-1 参照

問 23

『共有著作権は、その共有者全員の合意によらなければ、行使することができない。』と規定されていますが（著 65 条 2 項）、損害賠償請求は「保全行為」と考えられるので単独で請求可能です。よって、アは適切。

著作者人格権は著作者に一身に専属しますから（著 59 条）、甲の死亡と共に消滅し、乙に移転することはありません。なお、乙の著作者人格権はそのまま残存します。よって、イは不適切

ウは問題文記載の通りで適切（著 65 条 1 項）。勝手に意図しない第三者に持分が譲渡され不利益を被ることを防止する為このように規定されています。

【解答 イ】 ※合格教本 6-8 参照

問 24

X社が再出願する前に、他人が同一又は類似の商標を出願していたような場合、登録を受けられない可能性があります。よって、アは適切。

使用証明書の提出を求められることはありません。よって、イは不適切。

存続期間の満了後は、他人が商標Aを使用することが可能となります。よって、ウは不適切。

【解答 ア】 ※合格教本 4-3、4-5、4-6 参照

問 25

図面に代えて写真を用いて意匠登録出願することは可能です（意 6 条 2 項）。よって、アは適切。

組物は、経済産業省令で定めるもの（56 物品）に限られますが、「一組の新社員用家電

セット」という組物は現在その中に含まれておりません。よって、イは不適切。

ウは問題文記載の通りで適切。

【解答 イ】 ※合格教本 3-5 参照

問 26

原著作物の所有者であっても、複製権等を所有していない限り、カラーコピーを有料で配布する行為は、複製権や譲渡権の観点から問題が生じる可能性があります。

イのような行為はビジネス上広く一般に行われている行為であり、何ら問題を生じません。

タイトルを無断で変更する行為は、同一性保持権（著 20 条）の観点から問題となる可能性が高いと考えられます。

【解答 イ】 ※合格教本 6-8、6-9、6-11 参照

問 27

『特許出願があつたときは、何人も、その日から三年以内に、特許庁長官にその特許出願について出願審査の請求をすることができる。』と規定されています（特 48 条の 3）。

よって、審査請求できる最終日は、平成 31 年 6 月 15 日となります（最終日が土日祝日に該当する場合はその翌日）。

【解答 平成 31 年 6 月】 ※合格教本 1-10 参照

問 28

『会社は、その名称を商号とする。』と規定されています（会社法 6 条 1 項）。

【解答 商号】 ※合格教本該当なし

問 29

会社の登記は各地の法務局が管轄となります。

【解答 法務局】 ※合格教本該当なし

問 30

使用する意思は必要ですが（商 3 条 1 項柱書）、登録に際して使用していることは求められません。

【解答 まででは要求されません】 ※合格教本 4-2 参照